

事業主のみなさまへ –アンケートにご協力ください–

貴社におけるパートタイム・有期雇用労働法に基づく取組状況等（いわゆる同一労働同一賃金に関する取組状況等）を確認させていただきたく、以下のアンケート項目についてご回答をお願いいたします。お手数ですが、回答につきましては富山労働局 HP の入力フォームへの入力により、雇用環境・均等室あて回答結果をご送信いただきますようお願いいたします。

【回答期限 令和5年9月29日（金）】

◇アンケート入力フォームアドレス (<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou16/2023payuhou>)

企業名		所在地	
TEL	()	—	
企業全体の 常時雇用する労働者数	総数 人 (うちパート・有期労働者 人)		

※ 常時雇用する労働者とは、雇用形態にかかわらず（パート・契約社員等を含む）1年以上雇用されている者及び1年未満の者でも引続き1年以上の雇用を見込まれる場合が該当します。

<下記の設問について該当する□にレ印をつけてください。>

I 貴社について

(1) 企業規模（中小企業の定義参照（参考：アンケート末尾））

大企業 中小企業

(2) 業種

()

II 貴社の取組状況等について

※パート・有期雇用労働者が0名であればIIの回答は不要ですので、IIIの回答へお進みください。

(1) 賃金や休暇制度の取り扱いについて

下記の項目について、貴社の正社員とパート・有期雇用労働者に差がないかを確認の上、回答欄の該当するものに☑を入れてください。

（一人でも該当者がいれば「差がある」にチェックを入れてください。）

項目	回答	備考
基本給	<input type="checkbox"/> 正社員と差がある <input type="checkbox"/> 正社員と差がない	※違う算定方法や計算式で支給している場合は、「差がある」にチェック
賞与	<input type="checkbox"/> 正社員と差がある <input type="checkbox"/> 正社員と差がない <input type="checkbox"/> 賞与を支給していない	※違う算定方法や計算式で支給している場合は、「差がある」にチェック
精皆勤手当	<input type="checkbox"/> 正社員と差がある <input type="checkbox"/> 正社員と差がない <input type="checkbox"/> 手当を支給していない	※上限額や計算式が違う場合は「差がある」にチェック
通勤手当	<input type="checkbox"/> 正社員と差がある <input type="checkbox"/> 正社員と差がない <input type="checkbox"/> 手当を支給していない	※上限額や計算式が違う場合は「差がある」にチェック
食事手当	<input type="checkbox"/> 正社員と差がある <input type="checkbox"/> 正社員と差がない <input type="checkbox"/> 手当を支給していない	※上限額や計算式が違う場合は「差がある」にチェック
慶弔休暇	<input type="checkbox"/> 正社員と差がある <input type="checkbox"/> 正社員と差がない <input type="checkbox"/> 慶弔休暇を設けていない	※休暇は両者設けているが、「有給」「無給」の違いがある場合は「差がある」にチェック
その他福利厚生 (休憩室、給食施設、 更衣室ほか)	<input type="checkbox"/> 正社員と差がある <input type="checkbox"/> 正社員と差がない <input type="checkbox"/> 施設がない	※正社員のみ施設を使用可とする場合は「差がある」にチェック

- (2) パート・有期雇用労働者の待遇（賃金・休暇）などについてどのように規定していますか。
- 規程（就業規則、賃金規程等）により定めている
 - 規程は整備しておらず、労働者ごとに個別に労働条件を定めている
 - いずれでもない
- (3) パート・有期雇用労働者から、正社員との賃金や休暇などの違い（待遇の違い）を聞かれた場合に、説明を行うことができますか。
- 説明を求められれば説明できる準備はできている
 - 説明の準備はできていない
- (4) パート・有期雇用労働者を正社員への転換を推進するための措置（求人情報の周知、社内公募の際の応募機会の付与など）を講じていますか。
- 何らかの措置を講じている
 - 講じていない
- (5) 正社員との賃金や休暇制度の違いについて、パート・有期雇用労働者からの相談に対応するための相談窓口（相談に対応するための体制）を設けていますか。
- 設けている
 - 設けていない

Ⅲ 支援制度等について

- (1) いわゆる同一労働同一賃金に関する取組み（パート・有期雇用労働者の待遇改善）を推進するにあたってお困りの事項は何ですか（**複数選択可**）。
- 賃金体系（基本給、各種手当や賞与など）の支給基準見直しなど
 - 福利厚生関係（休暇制度や厚生施設など）の見直しなど
 - 教育体系（キャリアアップの仕組み）の見直しなど
 - 職務内容、人事評価の見直しなど
 - 社内人材（労務関係に詳しい人など）の確保
 - 業務の繁忙等により取り組むための時間確保が困難など
 - 特になし

- (2) いわゆる同一労働同一賃金に関する取組みを推進するにあたり、提供されている下記の支援制度について知っていますか。

項目	回答
働き方改革推進支援センター富山（富山労働局委託事業）による個別コンサルティング（無料）	<input type="checkbox"/> 知っている <input type="checkbox"/> 知らない
働き方改革推進支援センター富山（富山労働局委託事業）による職務分析・職務評価の取組支援（無料）	<input type="checkbox"/> 知っている <input type="checkbox"/> 知らない
キャリアアップ助成金	<input type="checkbox"/> 知っている <input type="checkbox"/> 知らない
業務改善助成金	<input type="checkbox"/> 知っている <input type="checkbox"/> 知らない

- (3) 上記（2）の支援制度のいずれかを活用したいと思いますか。
- 活用したい
 - 活用したいとは思わない
 - どちらとも言えない
- (4) 上記（2）について、働き方改革推進支援センター富山では無料で相談やコンサルティングを受け付けておりますが、利用を希望されますか。
- 利用を希望する（自社において申し込むか検討する）
 - 利用を希望する（雇用環境・均等室からセンターに情報提供してかまわない）
 - どちらとも言えない
 - 希望しない

(5) 同一労働同一賃金に関する取組みを推進するため、企業において課題と感じていることや、必要と思う支援策（思いつくものなんでも構いません。）があれば教えてください（自由記述）。

[]

☆ ご回答にご協力いただきありがとうございました。☆

富山労働局雇用環境・均等室

<参考>

◎中小企業の定義は以下のとおりです（事業場単位ではなく、企業単位で判断します）

業 種	資本金の額または 出資の総額		常時使用する労働者 数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種 （製造業、建設業、運輸業、その他）	3億円以下		300人以下